

志免町指定給水装置工事事業者 指定(更新)時確認事項

年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

下記の内容については、水道法に基づく水道需要者に対する情報提供の対象となります。

① 指定給水装置事業者の業務内容

- 該当するものにチェックしてください。

【一般家庭、店舗等の敷地内に設置する給水装置】

- ☐ 新設…給水装置の新設に係る工事を一括して施工することができる。(給水取り出しを含む)
- ☐ 改造…給水装置の変更や改造に係る工事を一括して施工することができる。
- ☐ 修繕…給水装置の故障、老朽化等の修繕にかかる工事を一括して施工することができる。
- ☐ その他…上記以外の工事を一括して施工することができる。

施工可能な工事内容を記載してください

【公道上に設置する水道本管】

- ☐ 新設…水道本管の新設に係る工事を一括して施工することができる。
- ☐ 修繕…水道本管の故障、老朽化等の修繕にかかる工事を一括して施工することができる。

【水道利用者（一般家庭など）からの連絡による修繕等対応】

- ☐ 対応可能
- ☐ 対応不可能

② 休業日・営業時間

休業日 : ()

営業時間 : () 時から () 時まで

③ 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内で直近のもの）

- いずれかにチェックしてください。受講済みの場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。

- ☐ 糟屋地区水道協会が主催する講習会を受講した。() 年 () 月 () 日受講)
- ☐ 福岡県内の水道事業者が実施する講習会を受講した。() 年 () 月 () 日受講)
- ☐ 過去5年間に一度も講習会を受講していない。

講習会を受講していない理由をお書きください。

④ 技能を有する者の状況確認

水道法施行規則第36条第2号

(1)配水管から分岐して給水管を設ける工事〔配水管への分水栓の取付、せん孔〕及び(2)給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事〔給水管の接合〕を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 上記(1)及び(2)の工事を施工しないため該当なし。

● 保有する資格を証明する書類の写しを添付してください。

技能を有する者の氏名 (情報提供対象外)	上記(1)及び(2)両方の施工経験 を有している (○×を記入)	直近の施工年度	保有している資格 (資格が無ければ×を記入)

⑤ 給水装置主任技術者等の研修受講実績

水道法施行規則第36条第4号

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

● 外部研修の場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。

● 自社研修の場合は、具体的な研修内容を示す書類（研修資料等）の写しを添付してください。

受講者名 (情報提供表対象外)	研修会名・実施団体	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

記入欄が不足する場合は、必要に応じてコピーしてください。